

# 安曇野市市民協働事業提案制度（令和6年度実施）【募集要項】

## 1 趣 旨

市民協働事業提案制度とは、市が掲げるテーマに沿って、市民の皆様から事業提案を募集し、市民と市が協力して地域課題の解決に取り組む制度です。

市では「協働」の推進による地域課題の解決に取り組むため、また、市民参画の仕組みの一つとして、市民協働事業提案制度を実施しています。

## 2 提案事業の種類

提案をいただく協働事業は、市民活動団体と市の役割及び責務の分担を明らかにしたうえで、両者が連携協力し、市内の地域課題を解決するために実施する次に掲げる事業とします。

### ◆市提案型協働事業

市が協働して実施したいテーマを公表し、これを基に市民活動団体が提案する協働事業

## 3 提案団体の要件

協働事業を提案できる団体（以下、「提案団体」という。）は、次の要件を満たす団体です。

- (1) 自主的な地域課題解決に係る活動により地域社会に貢献することを目的とした団体であって、営利を目的としないものであること。
- (2) 活動の拠点が市内にあること。
- (3) 5人以上で組織された団体であって、その構成員の過半数が市民であること。
- (4) 原則として1年以上継続して活動していること。
- (5) 組織の運営に関する会則等を有すること。
- (6) 提案しようとする事業を市と協働して実践できる能力を有していること。
- (7) 適正な会計処理が行われていること。

## 4 対象事業

提案の対象となる協働事業は、市が設定した課題に基づく協働事業で、次に掲げるすべてに該当するものとします。

- (1) 市総合計画基本構想に沿った内容であるもの
- (2) 公益的な事業であって、協働で実施することにより地域課題や行政課題の解決が図られ、具体的な施策として展開できるもの
- (3) 提案した市民団体と市の役割分担が明確かつ妥当であるもの
- (4) 提案した市民団体が実施することが可能であるもの
- (5) 予算の見積もり等が適正であるもの
- (6) 市民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できるもの
- (7) 事業の開始から1年以内に完了するものであること

ただし、次に掲げる事項に該当するものは対象外とします。

- (1) 営利、政治活動、選挙活動又は宗教活動を目的としたもの
- (2) 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの

- (3) 特定の施設等の建設及び整備のみを目的とするもの
- (4) 提案団体が実施しないもの（実施を他の団体に委託するものを含む。）
- (5) 学術的な研究事業
- (6) 地域の交流行事その他親睦的なイベント
- (7) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料その他の市の債権の徴収に関するもの
- (8) 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体から当該事業に補助を受けることができるもの
- (9) その他公序良俗に反するもの

## 5 応募の手続き

### (1) 事業提案提出書類

事業提案にあたっては、以下の書類を提出してください。

- ①市民協働事業提案書（様式第1号）
- ②市民協働事業企画書（様式第2号）
- ③提案団体に関する次の書類
  - ア 当該年度の予算書
  - イ 前年度の事業報告書及び収支決算書
  - ウ 定款、会則
  - エ 役員名簿

※その他、必要に応じて他の書類を提出していただく場合があります。

### (2) 募集期間・提出先

#### ①募集期間

令和5年6月21日（水）から7月28日（金）まで

#### ②提出方法

- ア 持参（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）
- イ 郵送
- ウ メール

#### ③提出先

住所：〒399-8281（住所記載不要）地域づくり課まちづくり推進担当 宛

電子メールアドレス：chiikizukuri@city.azumino.nagano.jp

## 6 事業実施に係る流れ

### (1) 事業提案の提出（令和5年7月28日まで）

- ①地域づくり課は、事業提案に基づき関連する担当課等（以下、「担当課」という。）を定めます。
- ②担当課及び地域づくり課は、事業提案に基づき提案団体との協議及び調整（具体的な聞き取りなど）を行います。

### (2) 事業提案の審査（令和5年8, 9月）

- ①提案いただく事業が、上記2、3及び4の要件を満たしているか、また協働事業に適するかどうかの審査を行います。同一事業に複数の提案があった場合は、複数の団体の採用、または協働事業に最も適した一事業提案を採択（仮）します。
- ②審査の結果を提案団体の代表者に報告します。ただし、採択された事業であっても、予算の議決以降に正式な採択となります。

### (3) 事業の調整（令和5年9月）

提案団体、担当課及び地域づくり課が、事業提案について、連携・協働の範囲、具体的な手法、スケジュール等について協議・調整を行います。

### (4) 事業に関わる予算化（令和5年9, 10月）

市は、翌年度予算に協働事業実施に必要な予算を計上します。予算は、3月の市議会本会議において議決いただきます。

### (5) 正式採択（令和6年3月末）

予算の議決により、正式な採択を決定し、案内いたします。

### (6) 協働事業の協定書の締結（令和6年3, 4月）

- ①採択した事業に関わる提案団体の代表者及び市長により、事業実施についての基本的な事項、役割分担等を明示した協定を締結します。

### (7) 事業の実施（令和6年4月～令和7年3月）

提案団体と市は、協定書に基づき、翌年度事業を実施します。

### (8) 協働事業の完了後1カ月以内に、次の書類を提出してください。

- ①市民協働事業報告書（様式第3号）
- ②市民協働事業収支決算書（様式第4号）

### (9) 事業報告会及び公表（令和7年2, 3月頃）

協働事業の提案団体の代表者は、市が開催する協働事業結果報告会において協働事業の内容について報告をしていただきます。

なお、協働事業について、市ホームページで公表します。

令和5年度募集テーマ

テーマ	事業概要
「誰もが活躍する共生のまち」 に掲げる施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢や性別（性自認・性的指向）、国籍や障がいの有無などの多様性を尊重する。</li> <li>・様々な人の活躍を促すことで、町にさらなる活気を生み出します。</li> </ul>

テーマ	事業概要
「選ばれ続けるまち、安曇野」 に掲げる施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世帯や移住者にとって魅力ある生活環境・就労環境を整備します。</li> <li>・人口減少対策を講じるとともに、人口減少に適応した地域をつくります。</li> </ul>

テーマ	事業概要
「AZUMINO ブランドの発信」 に掲げる施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安曇野市の魅力・価値を戦略的に国内外に向けて発信します。</li> <li>・安曇野市での体験で得られる付加価値を創出します。</li> </ul>

テーマ	事業概要
「文化・芸術中核都市の実現」 に掲げる施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安曇野市の文化・芸術環境を活かした教育を推進します。</li> <li>・文化・芸術活動を通じた交流人口を創出するとともに、市内での文化・芸術活動を活性化させます。</li> </ul>

テーマ	事業概要
「アウトドア・スポーツの聖地」 に掲げる施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな自然を生かしたアウトドア・スポーツ環境を整備し、安曇野を代表するコンテンツとしての確立を目指します。</li> <li>・アウトドア・スポーツを通じた観光振興や交流活動の促進を図ります。</li> </ul>